

入札及び契約に係る苦情処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、栃木県が発注する建設工事における入札及び契約の過程に関する苦情への対応について、必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事)

第2 苦情処理の対象となる建設工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般競争入札(特定調達適用基準額以上のものを除く。以下、同じ。)によるもの
- (2) 指名競争入札によるもの
- (3) 随意契約によるもの

(無資格理由等の通知)

第3 一般競争入札により建設工事を発注した入札執行課の長又は出先機関の長(以下「入札執行課所長」という。)は、競争参加資格確認申請書を提出した者のうち当該建設工事について競争参加資格がないと認めた者に対して、競争参加資格がないと認めた旨及び競争参加資格がないと認めた理由(以下「無資格理由」という。)を競争参加資格確認通知又は競争参加資格審査結果通知(以下「無資格理由の通知」という。)により通知するものとする。

(苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲)

第4 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は次のとおりとする。

(1) 一般競争入札

競争参加資格確認申請書を提出した者のうち、入札執行課所長による無資格理由の通知を受理した者で、当該無資格理由に対して不服がある者は、当該建設工事を発注した部局の長又は出先機関の長(以下「部局長等」という。)に対して無資格理由についての説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札

当該指名競争入札と同一の工種に入札参加資格を有する者のうち、当該入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、建設工事を発注した部局長等に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

(3) 随意契約

当該契約と同一の工種に入札参加資格を有する者のうち、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者は、部局長等に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(4) 総合評価落札方式による入札

落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、部局長等に対して落札者とならなかった理由についての説明を求めることができる。

(苦情申立ての方法)

第5 苦情の申立ては、次に掲げる期間内に、書面(以下「苦情申立書」という。(別記様式1))により、部局長等に対して行うことができるものとする。

- (1) 一般競争入札における苦情にあつては、無資格理由の通知をした日の翌日から起

算して7日（栃木県の休日に関する条例（平成元年3月10日栃木県条例第2号）第2条に定める県の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内。

（2）指名競争入札における苦情にあつては、指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内。

（3）随意契約における苦情にあつては、随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内。

（4）総合評価落札方式による入札における苦情にあつては、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内。

（苦情申立てへの回答）

第6 苦情の申立てがあつた場合は、部局長等は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面（以下「苦情回答書」という。（別記様式2））により回答するものとする。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

（苦情申立ての却下）

第7 部局長等は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

2 苦情申立ての却下は、申立者に対して書面（「苦情申立却下通知書」という。（別記様式3））により通知するものとする。

（苦情申立てについての教示）

第8 苦情の申立てができる旨の教示を、次のとおり行うものとする。

（1）一般競争入札にあつては、入札公告及び無資格理由の通知に第4（1）に掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。

（2）指名競争入札にあつては、第4（2）に掲げる苦情申立てができる旨を閲覧による方法により教示すること。

（3）随意契約にあつては、第4（3）に掲げる苦情申立てができる旨を閲覧による方法により教示すること。

（4）総合評価落札方式による入札にあつては、入札公告又は入札通知に第4（4）に掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。

（苦情処理手続に係る明示）

第9 第3から第6までに係る手続については、閲覧による方法により明示するものとする。

（苦情処理結果の公表）

第10 部局長等は、申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した苦情申立書及び苦情回答書を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

（再苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲）

第11 第6の苦情回答書を受理した申立者が、当該苦情回答書による説明に不服があるときは、知事に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

（再苦情申立ての方法）

第12 再苦情の申立ては、部局長等が第6の苦情回答書により通知した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面（以下「再苦情申立書」という。（別記様式4））により知事に対して行うことができるものとする。

2 再苦情の申立てがあった場合は、知事は速やかに栃木県入札適正化委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

（再苦情申立てへの回答）

第13 知事は、申立者に対し、委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、その結果を書面（以下「再苦情回答書」という。（別記様式5））により回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い部局長等が講じようとする措置の概要を、再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

（再苦情申立ての却下）

第14 知事は、次の各号に掲げる事由に該当したときは、再苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、その申立てを却下することができるものとする。

- (1) 苦情の申立てを行っていない者から再苦情の申立てがあったもの
- (2) 苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの
- (3) 申立期間を徒過したもの
- (4) 所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないもの
- (5) その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるもの

2 再苦情申立ての却下は、再苦情申立者に対して書面（「再苦情申立却下通知書」という。（別記様式6））により通知するものとする。

3 知事が、再苦情の申立てを却下したときは、次回の委員会に報告するものとする。

（再苦情申立てについての教示）

第15 第6の苦情回答書中に、再苦情の申立てができる旨を教示するものとする。

（再苦情処理手続に係る明示）

第16 第11から第13に係る手続については、第6の苦情回答書中に記載して明示するほか、第9の方法により明示するものとする。

（再苦情処理結果の公表）

第17 知事は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立書及び再苦情回答書を、閲覧の方法により速やかに公表するものとする。

（入札手続の執行）

第18 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げないものとする。

附 則

1 本要領は、平成15年6月1日から施行する。

2 本要領による措置は、施行日前において、入札又は随意契約の手続に着手していた場

合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、なお従前の例によるものとする。

- 3 第2(2)及び(3)については、当面、予定価格が2500万円に満たないものを対象建設工事から除くものとする。

附 則

- 1 本要領は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 本要領による措置は、施行日前において、入札又は随意契約の手續に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 本要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 本要領による措置は、施行日前において、入札又は随意契約の手續に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、なお従前の例によるものとする。